平成２６年（フ）第１５４号
愛媛県新居浜市江口町３番21号　加藤ハイツ202号、前住所愛媛県西条市大町1131番地２
債務者　曽我部康広
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２０号
大分市三川下１丁目４番19号
債務者　平川　裕也
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
宮崎県日南市大字平野26番地
債務者　山元　英俊
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県奄美市名瀬平田町28番35号
債務者　野崎　松子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１１４号
鹿児島県伊佐市大口山野2370番地２
債務者　下小**薗**太作
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
石川県小松市串町庚10番地２　カーサフェリーチェ202号室、従前の住所石川県加賀市湖城町１丁目19番地
債務者　松原　　崇
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４１号
石川県七尾市国分町ム部33番地
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３０８号
兵庫県川西市美山台２丁目４番地の38
債務者　中西　孝司
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県宝塚市泉町22番23号　島上マンション北棟１Ａ号、前住所兵庫県宝塚市山本西３丁目２番２―402号
債務者　恒松　紗希（旧姓中出）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１　42棟102号、前住所兵庫県加古郡稲美町野寺29番地の36
債務者　井澤　美樹
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
神戸市西区二ツ屋２丁目16番２―307号、前住所神戸市西区小山２丁目12番15―203号
債務者　金山ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県明石市魚住町清水607番地の２　グローバル魚住Ⅱ―603号
債務者　太田　裕規
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
広島県呉市阿賀南１丁目７番37―607号
債務者　岡野　芳枝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１２号
広島県呉市吉浦宮花町10番16号
債務者　堀田　美穂（旧姓正岡・山下）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６５７号
熊本市南区御幸笛田５丁目７番45号
債務者　園田　晃士
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
熊本県宇土市松山町1059番地１　サニープレイス205
債務者　福田　勝己
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
熊本県菊池市泗水町福本211番地３
債務者　黒木　智美（旧姓**中原**）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係